

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募する。

令和8年4月8日

建設水道課長

1 業務の概要

(1) 業務名

水道スマートメーター通信端末購入業務

(2) 業務内容

本業務における内容は次の掲げる物品の調達・運搬・搬入とする。

名 称	数 量	特記事項
水道スマートメーター通信端末機	1,900	・防水タイプ ・隔測表示機間の通信ケーブルを含む

(3) 仕様等

別添「水道スマートメーター通信端末購入業務仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添「公募型プロポーザル評価基準(水道スマートメーター通信端末購入業務)」（以下、「評価基準」という。）のとおりであるが、以下については特に留意すること。

- ① 会社概要を説明すること。また、企画提案書に直近期の決算書を添付すること。
- ② 通信の概要やネットワークの全体像について図を用いて明示すること。
- ③ 本村がスマートメーターの整備を予定する範囲（別紙「整備予定範囲」）において、通信に支障の生じない範囲を可能な限り調査し、図示すること。
- ④ システム利用料及び通信料等の年間のランニングコストを明示すること。
- ⑤ 指針データを取得するためのシステムについて説明し、プレゼンテーションにおいてデモンストレーションを行うこと。

(5) 納入場所

原村役場（長野県諏訪郡原村 6549 番地 1）（7）履行期間又は履行期限

(6) 納入期限

令和8年6月30日（火）

(7) 見積限度額

22,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。なお、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項により入札に参加することができない者でないこと。
- ② 原村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（令和3年12月17日告示第40号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ③ 原村暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
- ⑤ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 長野県内において水道スマートメーター通信端末を納品した実績を有していること

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3 実施スケジュール

項目	日程等
公告	令和8年4月8日(水)
業務等質問書提出期限	令和8年4月15日(水)
質問に対する回答	令和8年4月17日(金) (順次掲載)
参加申込書提出期限	令和8年4月22日(水) 午後5時
応募要件非該当の通知 (該当する場合)	令和8年4月24日(金)
企画提案書等提出期限	令和8年4月30日(木) 午後5時
一次審査 (書面審査) の実施 ※4者以上の応募があった場合	令和8年5月1日(金) 予定
一次審査の結果通知 ※4者以上の応募があった場合	令和8年5月1日(金) 予定
二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年5月14日 (木)
審査結果の通知	令和8年5月15日 (金) 予定
契約の締結	令和8年5月下旬 予定

※本公告に係る説明会は開催しない。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問できる者

本書および仕様書等に対して質問のできる者は、前記「2 応募資格要件」を満たしている者、かつ参加申込書（様式第5号）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問受付期間

令和8年4月8日(水)～令和8年4月15日(水)

(3) 質問様式

業務等質問書（様式第8号）

(4) 提出方法

「14 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

※Word データで送付すること。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和8年4月17日(金)までに、原村ホームページへ順次掲載する。また、本村の回答は、公告及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(6) その他

質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による質問には対応しない。

5 参加申込書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第5号）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式第5号附表）
- ③ 誓約書
- ④ 会社概要（任意様式）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内）（原本）

(2) 提出期限

令和8年4月22日(水) 午後5時必着

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

原村 建設水道課 上下水道係

(5) 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合の受付時間は、原則として、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(6) 辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を原村建設水道課上下水道係へ提出すること。

(7) 結果の通知

応募資格を満たしていることを確認した応募事業者に対して通知は行わない。

応募資格が認められなかった応募事業者に対しては、応募資格が認められなかったこと及びその理由を書面で通知する。通知を受けた応募事業者は、その理由について書面で説明を求めることができるものとする。

6 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、「仕様書」及び「評価基準」に基づき、以下の点に十分に留意して作成すること。

ア 表紙は企画提案書（様式第 10 号）を使い、提案書は A 4（任意様式）とする。

イ 提案書のページ数は、表紙・目次含まずに 30 ページを目安に作成し、ページ番号を割り振ること。ただし、両面使用可とする。（枚数にして 15 枚以内。）

ウ 文字サイズは 12 ポイント以上とすること。

エ 仕様書の内容を満たすものであること。特に仕様書に記載の業務内容に対する具体的な実施内容、実施方法及び実施体制等は必ず記載すること。

② 見積書（様式第 10 号の附表）

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日（木） 午後 5 時必着

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(4) 提出先

原村 建設水道課 上下水道係

(5) 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合の受付時間は、原則として、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(6) その他

① 企画提案書は複数提出することはできない。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することはできない。

③ 提出された企画提案書は、返却しない。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しない。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

7 審査方法

別添「公募型プロポーザル審査要領(水道スマートメーター通信端末購入業務)」のとおり

8 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して令和8年5月15日(金)(予定)に電子メールで通知し、後日文書で通知する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受付けない。

9 契約締結に向けての協議

受託候補者と契約締結に向けた協議を行い、仕様書等契約内容について合意した場合は契約を締結する。契約内容については、仕様書及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとする。

10 契約書案

別添契約書(案)のとおり

※契約書作成が必要となる

11 見積書の提出

(1) 提出書類

見積書(様式第16号)

(2) 提出期限

通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

原村 建設水道課 上下水道係

(5) 提出方法

「14 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(6) 辞退

見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届(任意様式)を提出すること。なお、見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはない。

(7) その他

見積書が、(2)提出期限の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

12 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、原村公式ホームページに掲載する。

13 その他

- (1) 本事業では、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法を使用する。
- (2) 応募に要するすべての費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 村は、応募事業者から提出された企画提案書等について、提案資格の確認、企画提案書等の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、原村公文書公開条例(平成11年3月23日条例第1号)に基づく公開請求があった場合は、原則公開する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (5) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った応募事業者が負うものとする。
- (6) その他定めのない事項については、村が定める手続きに従うものとする。

14 問い合わせ先・書類提出先

原村 建設水道課 上下水道係 (担当: 小池)
〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1
TEL : 0266-79-7943 (直通)
電子メールアドレス : suido@vill.hara.lg.jp